

放課後児童健全育成事業の実施における留意事項

1 児童の育成支援における留意事項

(1) 主な留意事項

子どもの家における児童の育成支援に当たっては、主に次の点に留意すること。

- ア 児童が自ら進んで子どもの家に通い続けられるように援助すること。
- イ 児童の心身の状態を把握して、適切に援助すること。
- ウ 児童自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにすること。
- エ 子どもの家での生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにすること。
- オ 児童が発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにすること。
- カ 児童が自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、子どもの家の生活に主体的に関わることができるようにすること。
- キ 児童にとって放課後等の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供すること。
- ク 児童が安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにすること。
- ※ 児童の発達の特徴や発達過程、また、これらを踏まえた配慮事項については、厚生労働省が定める放課後児童クラブ運営指針及びその解説書を参照すること。

(2) 障がいのある児童への対応

ア 受入れの考え方

- ・ 障がいのある児童についても子どもの家を利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めること。
- ・ 受入れに当たっては、児童や保護者と面談の機会を持つなどして、児童の健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握すること。
- ・ 受入れに当たり、施設整備や障がい児加配支援員の配置が必要になる場合には、市において施設整備や加配を決定することから、利用の許可の決定をする前に、市に相談すること。
- ・ 地域社会における障がいのある児童の放課後等の生活が保障されるように、放課後等デイサービス事業等と連携及び協力を図ること。その際、放課後等デイサ

ービス事業と併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できる体制づくりを進めていくこと。

イ 育成支援に当たっての留意点

- ・ 障がいのある児童が、子どもの家での他の児童との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行うこと。
- ・ 継続的な育成支援を行うために、障がいのある児童一人ひとりについて子どもの家での状況や育成支援の内容を記録すること。
- ・ 障がいのある児童の育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障がいについて理解するよう努めること。
- ・ 障がいのある児童の特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障がい児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくること。
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の理念に基づいて、障がいのある児童への虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずること。

(3) 特に配慮を必要とする児童への対応

ア 児童虐待への対応

- ・ 支援員等は、児童の状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市や関係機関と連携し、適切に対応すること。
- ・ 児童虐待が疑われる場合には、支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、統括管理者等と協議の上で、市又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。

イ その他特別の支援を必要とする児童への対応

- ・ 支援員等は、児童の家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、児童と保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努めること。
- ・ 子どもの家での生活に特に配慮を必要とする児童の支援に当たっては、保護者、市、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努めること。

ウ ア及びイの対応に当たっての留意事項

上記ア及びイの対応に当たっては、児童の利益に反しない限りにおいて、児童や保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意すること。

2 保護者との連携における留意事項

(1) 保護者との連絡

- ・ 保護者からの連絡により、児童の出欠席をあらかじめ確認しておくこと。
- ・ 子どもの家における児童の遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、児童の状況について家庭と子どもの家で情報を共有すること。
- ・ 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用するほか、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用すること。

(2) 保護者からの相談への対応

- ・ 支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けること。
- ・ 保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応すること。また、必要に応じて市や関係機関と連携すること。

(3) 保護者及び保護者組織との連携

- ・ 子どもの家の活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が子どもの家における活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくるよう努めること。
- ・ 保護者会などの保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援に努めること。

3 学校、地域等との連携における留意事項

(1) 学校との連携

- ・ 児童の生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。
- ・ 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておくこと。
- ・ 児童の遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭や体育館等を利用できるように連携を図ること。なお、新たな専用区画の確保については、市が学校と調整するものとする。

(2) 保育所、幼稚園等との連携

新入生については、児童の発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と児童の状況について情報交換や情報共有を行うよう努めること。

(3) 地域、関係機関との連携

- ・ 子どもの家に通う児童の生活について地域の協力が得られるように、宮っ子ステーション推進委員会などの地域組織や児童に関わる関係機関等と意見交換や情報共有、相互交流を図ること。
- ・ 児童の病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。

4 要望及び苦情への対応

- ・ 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、児童や保護者等に周知すること。
- ・ 児童や保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するとともに、対応の状況について市に報告すること。
- ・ 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かすこと。